**委員の意見　要旨**

景観形成基本方針のあり方 検討

（審議会 委員の意見）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 委員の意見 |
|  | （計画･方針の課題） | （実効性の課題） |
| 景観法 |  | 景観重要建造物の指定など、法制度の活用が不十分。 |
|  | 景観計画 |  |  |
|  | 景観形成方針 |  |  |
| 景観条例 |  |  |
|  | 景観形成基本方針 | ・スローガン(基本目標:「美しい世界都市大阪の実現」)が適切でない。 | ・景観行政の主体は市町村でいい。府は、しっかり市町村を支援せよ。（※府が市町村を仕切るのではなく、市町村同士が連携しやすい環境を作ること。）・府民啓発用資料は、景観の良さが分かるよう作れ（ビジュアル化）。 |
| 推進体制 |  | ※府が市町村を仕切るのではなく、市町村同士が連携しやすい環境を作れ。・推進会議(民間連携会議)を活かせ（会議の開催だけではダメ）。・取組の長期的計画を策定し、人員や予算を確保し、推進体制を確保すべきである。 |
| 公共事業景観形成指針 |  | ・公共事業での配慮が不十分なので、職員がもっと勉強会せよ。（特に道路。） |
| その他 | ・府全体の景観特性をまとめたものが必要（都市景観ビジョン等）。 | ・取組の成果を分かるようにすべきである(PDCAｻｲｸﾙ)。白書的なものでも。 |

景観形成基本方針のあり方 検討（委員意見の詳細）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 委員の意見 |
|  | （計画･方針の課題） | （実効性の課題） |
| 景観法 |  | ・景観重要建造物の指定のほか、法制度の活用が不十分ではないか。 |
|  | 景観計画 |  |  |
|  | 景観形成方針 |  |  |
| 景観条例 |  |  |
|  | 景観形成基本方針 | ・基本目標「美しい世界都市大阪の実現」というスローガンは適切でない。 | ・府は、景観計画や方針･取組･事業は各市に任せていい。市町村がその特性に配慮していないなら、意見すればいい。・長期スパンで考えると、人口減を見込んだ議論が必要(住宅地を森に戻すことや田園地区のあり方など）。・法律が、市町村が主体となることを推進しているのは仕方ないが、景観行政団体化した市町村であっても、市町村に任せっきりにするのではなく、府も関与しつづけるべき。・府は、市町村の業務上の悩みを聞いてあげ、それをフォローするのが役割。・府のパンフレットは、規制ばかりが書かれていて、大阪の景観の魅力が伝わってこない。・今必要なのは、パンフレット等（基本方針を含む）の体裁（作り直し）より取組。「資料作り」より「取組」だと思う。・府は、都市部(大阪市内)にばかり気が向いていて、広域(郊外)の魅力が活かされていない。（まちなみ百景など）・府が作ってきた制度がどれだけ市町村に伝わっているか？。・民間の誘導策は？（府・市町村とも）。・行政団体化したところと、していないところとでの、違いの評価が必要。・府は、市町村の何が不十分だと思っているのか？。・大阪全体の景観特性が分かるものが無い。大阪の景観とはどんなもので、どの地域で何をしないといけないのかという問題意識を共有する必要。市町村の話を聞いてまとめるということでもよい。（摂津・河内・泉など） |
| 推進体制 |  | ・取組を共有できる場づくりが必要。・府は、制度や手続きのことばかりやっていて、大阪の景観を守り、活かすことができていないことが問題。・府の職員は、人事異動の制度で２･３年で担当職員がコロコロ替ってしまうが、３人くらいしかいない人員が短期間で異動してしまうことで、施策の蓄積が全然できていない。・府は、推進会議(民間共同)を行っても、それ以後の取組がなされていない。そこで作った「まちなみ百景」も作っただけで満足してしまっていて、活かすことができていない。「制度や資料を作って終わり」ではなく、それをちゃんと活かして蓄積していく体制が一番欠けていると思っている。 |
| 公共事業景観形成指針 |  | ・公共事業できちっと配慮することが重要(できていない)。職員の意識向上が必要。（特に道路。） |
| その他 | ・府が以前作成した「都市景観ビジョン」は今どんな扱いになっているのか？。 | ・何をしたのか「白書」的なものが作れないものか。・景観施策を評価する仕組を作る必要。（PDCAサイクル） |